

公益財団法人 日本ゴルフ協会に対する寄附に関する税制上の優遇措置について

平成 24 年 4 月 1 日からの公益財団法人への移行により、当協会は税法上の特定公益増進法人となりました。これに伴い個人の皆様からのご寄附については、税法上の優遇措置が受けられます。さらに当協会は令和 4 年 11 月 9 日付で税額控除適用法人としての認可を受けることが出来ました。

これにより、当協会に対する個人の方の寄附については、確定申告の際、「税額控除」と、従来の特定公益増進法人に対して寄附した場合に適用される「所得控除」の、いずれか一方の選択が出来るようになりました。

●個人の皆様の寄附に係る税制上の優遇措置(所得控除又は税額控除)

その年の、対象団体に対して行った寄附金合計額のうち 2,000 円を超える金額につき適用されます。

「所得控除」適用の場合

年間寄附金合計額(総所得金額の 40%を限度) - 2,000 円 = 所得控除額

「税額控除」適用の場合

(年間寄附金合計額(総所得金額の 40%を限度) - 2,000 円) × 40% = 税額控除額

※税額控除額は所得税額の 25%が限度となります。

●手続きについて

- ①お住まいの自治体が条例で当協会を指定している場合は、住民税についても優遇措置が受けられます。条例で指定されているか、自治体 HP 等でご確認の上、確定申告書の住民税の欄にもご記入ください。
- ②2~3 月(通常 2/16~3/15)に所轄税務署で確定申告を行ってください。申告の際に、同封の領収書を添付してください。
- ③年末調整では控除できません。
- ④税額控除をお受けいただくためには、確定申告の際に、「寄附金受領書」に「税額控除に係る証明書」も併せて添付してください。
- ⑤「税額控除に係る証明書」は領収書に同封させて頂いておりますが、当協会 HP からダウンロードすることも可能です。

※詳細については、国税庁 HP 又は最寄りの税務署、税理士等にお尋ねください。

国税庁 HP <https://www.nta.go.jp/>